

東海村産業振興ビジョン



令和7年3月

東海村

産業振興ビジョンの策定に寄せて

東海村は、今年、70周年の節目を迎えます。

本村は、2つの村が合併して誕生したわけですが、翌年には、原子力研究所の設置が決定し、その後は、原子力とともに歩みを進めてまいりました。

今では、研究と発電という特異な2つの分野を基幹産業として、村内では幅広い産業活動が展開されており、村の発展を支えてきたものと感じております。

一方で、村内には、技術力の高い中小企業が多数立地しているにもかかわらず、行政としての関わりが弱かったのも事実であります。そこで、平成27年度より、商工業者支援コーディネータを配置し、様々な企業支援活動を展開してまいりました。

そうした活動に、一定の成果は見られたものの、本村の強みである研究機関の集積を活かし、企業間連携を一層促進することで、更なるイノベーション創出につなげていくことが肝要であると考え、今般、本村として初めての「産業振興ビジョン」を取りまとめたところであります。

また、本村周辺地域には、大学や大手企業が立地していること、加えて、港湾や高速道路などのインフラも整備されていることから、本村は、地理的にもポテンシャルが高く、このエリアで中心的な役割を担えるものと考えております。

今後は、本ビジョンの実現に向けて、ステークホルダーの皆さんとの連携を図りながら、本村の次なる発展の基盤を整備してまいりたいと考えております。

結びに、「東海村産業振興ビジョン」の策定にあたり、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただいた企業、団体、教育機関をはじめ、様々な形で、ご意見・ご提案をお寄せくださいました多くの皆様に対して、心より感謝を申し上げます。



令和7年3月

東海村長 山田 修

目次

第1章 東海村産業振興ビジョン策定の概要

- 1. 産業振興ビジョンの策定にあたって 1
- 2. 産業振興ビジョン策定の背景
 - (1) 人口の推移等 2
 - (2) 産業構造と所得循環構造 5
 - (3) エネルギーをめぐる国の動向と本村が果たせる役割 12

第2章 東海村産業振興ビジョンが目指す将来像

- 1. 基本理念 14
- 2. 重点施策の方向性
 - 重点施策1 将来動向にもスムーズに対応していくための企業間連携の強化 15
 - 重点施策2 先端科学技術の集積地である強みを活かしたイノベーションの創出 15
 - 重点施策3 産業特性を持続可能とするための人材の確保・育成 16

第3章 アクションプラン

- 1. 村内企業の稼ぐ力の強化 18
- 2. イノベーションの創出による生み出す力の強化 19

第4章 経済波及効果

- 1. 経済波及効果の測定にあたって 20
- 2. 新規需要の想定と産業別の経済波及効果 21

第5章 産業振興ビジョンの実現に向けて 23

第1章 東海村産業振興ビジョン策定の概要

1. 産業振興ビジョンの策定にあたって

本村は強固な財政力を基盤としたサービス水準の高い自治体ではあるものの、これまで地域経済の活性化に関する政策が十分とは言えず大きな課題となっていました。

一方で、国内情勢としては、本格的な人口減少社会に突入し、地方においても雇用や新たな産業創出が求められる時代となり、改めて地域産業の活性化に力を注いでいかなければならない状況にあります。

そのような中、2018年4月には、それまで取り組んできた商工振興、観光振興、農業振興の各施策をベースとしながらも、雇用機会や新たな産業の創出を目指す「産業部」を新設し、積極的な施策展開を図ってまいりました。

産業部の新設以降、商工振興の面においては、企業誘致や創業支援など地域経済の活性化に寄与する取り組みが着実に行われてきましたが、近年は、世界情勢の目まぐるしい変化やサプライチェーン再構築の動き、脱炭素をはじめとする新たな環境対策、新型コロナウイルス感染症の影響など、国内の経済環境は大きく変化しており、本村においても、中小企業を取り巻くビジネスの環境は厳しさを増しています。

このような厳しい社会情勢の中でも「足腰の強い産業を育成・創出し、活力あるまちづくり」を進めていくためには、本村産業の特性を正しく理解し、目指す姿やその実現に向けた施策の方向性を定め、本村の持つ資源や強み、ポテンシャルを戦略的に最大限活用するため、中長期的視点に立ったビジョンの策定が必要となっています。

本産業振興ビジョンでは、今後10年の本村産業の目指す姿と、さらにその先の中長期的な将来予測も踏まえ、産業・経済に関する施策の方向性及び具体的な振興策を示すものとして、「東海村産業振興ビジョン」を策定するものです。

2. 産業振興ビジョン策定の背景

(1) 人口の推移等

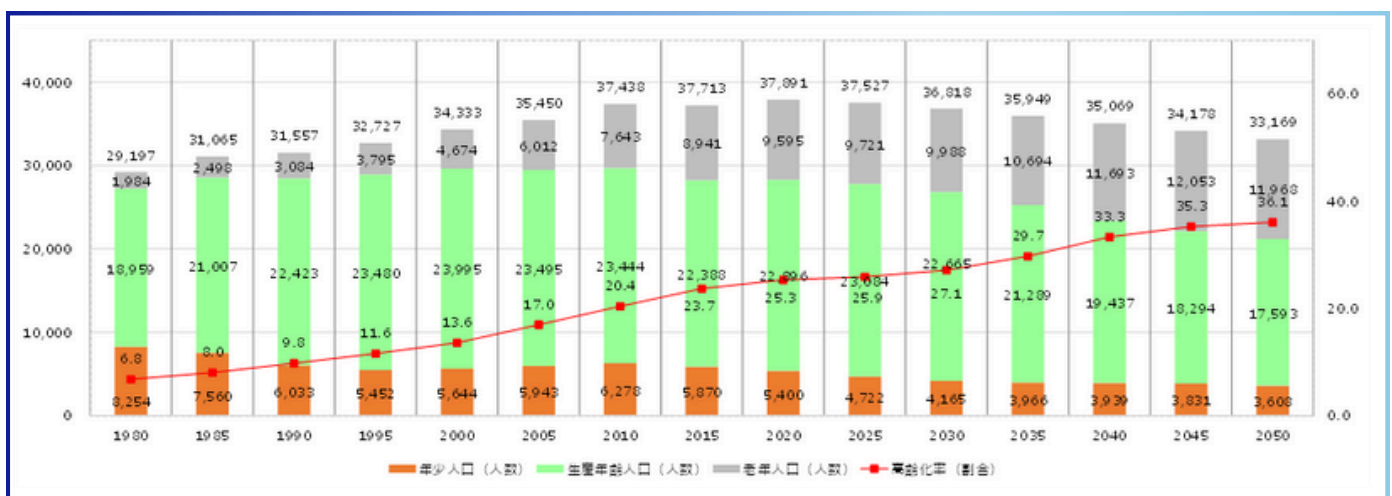
本村の総人口は、1955年以降の原子力関係事業所の立地に伴う人口流入にはじまり、1970年代以降は主に緑ヶ丘団地や南台団地への人口流入により大幅に増加したのち、順調に増加傾向にありましたが、2013年をピークに緩やかに減少傾向に転じました（図1）。

自然増減は、一貫して出生が死亡を上回る増加傾向にありましたが、近年はその差が小さくなり、2017年には初めて死亡が出生を上回りました（図2）。

社会増減については、1955年以降、時勢により増減はありますが、概ね転入超過となっています。自然増減が減少に転じた2017年以降も転入超過が続いていますが、転入・転出の差は小さくなってきています（図3）。

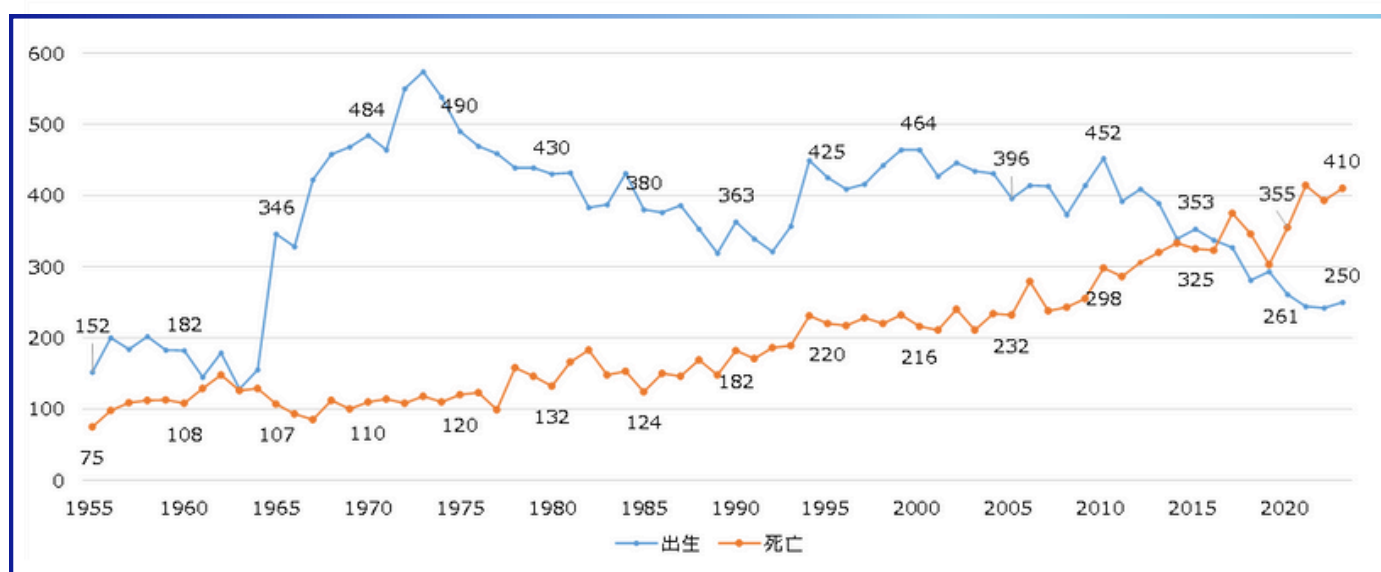
地域別の人口移動については、近隣自治体との移動が多く、特に日立市からの転入超過は大きな割合を占めています（図4）。

地方自治体にとって人口減少問題は全国的な課題ではありますが、強い産業の育成や雇用機会の創出が人口減少対策においても重要と言えます。



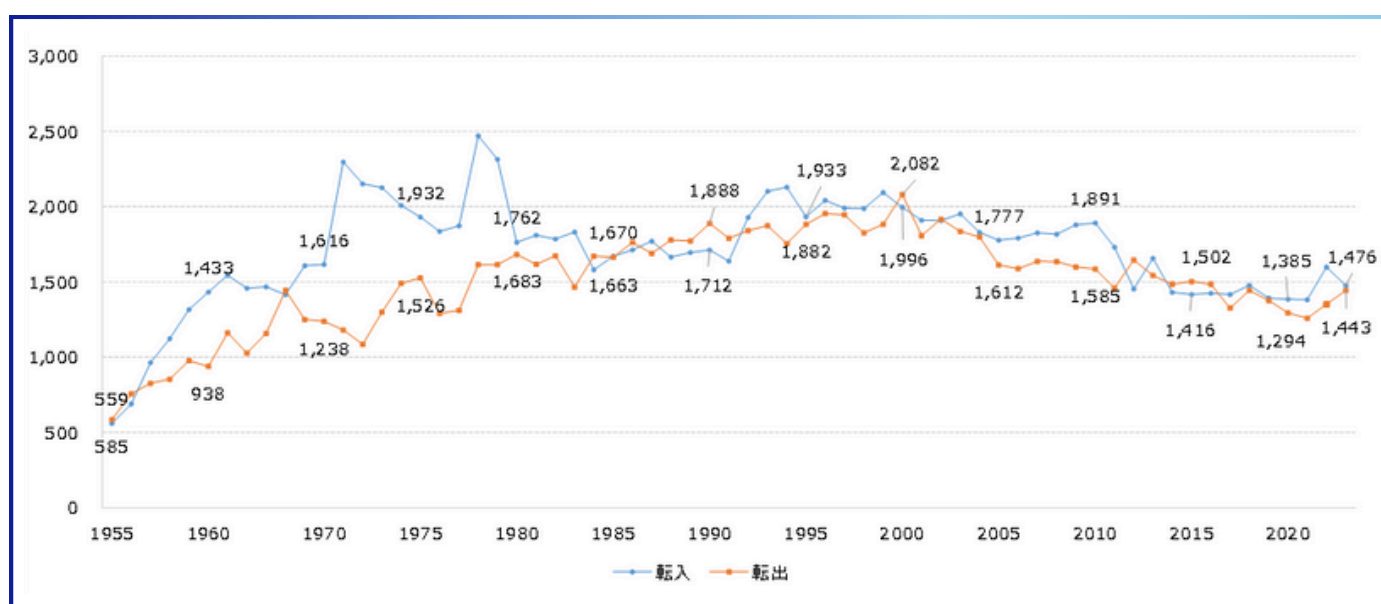
出所) 東海村人口ビジョン

図1 人口総数と年齢3区分別人口の推移



出所) 東海村人口ビジョン

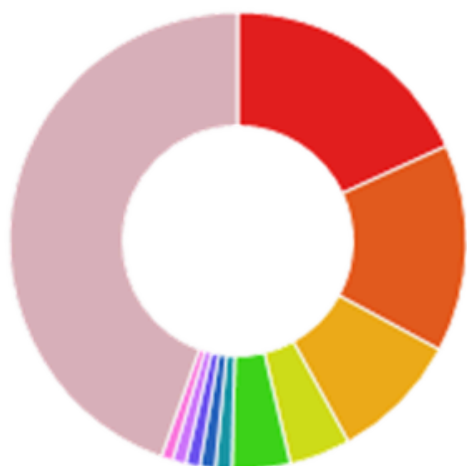
図2 出生・死亡数の推移



出所) 東海村人口ビジョン

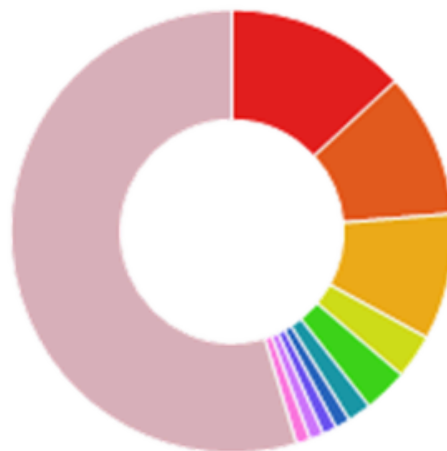
図3 転入・転出の推移

転入数内訳(2022年)



- 1位 茨城県日立市 (269人)
- 2位 茨城県ひたちなか市 (217人)
- 3位 茨城県水戸市 (135人)
- 4位 茨城県那珂市 (64人)
- 5位 茨城県常陸太田市 (61人)
- 6位 福島県いわき市 (17人)
- 7位 茨城県北茨城市 (16人)
- 8位 茨城県笠間市 (15人)
- 9位 茨城県茨城町 (14人)
- 10位 茨城県古河市 (12人)
- その他 (659人)

転出数内訳(2022年)



- 1位 茨城県ひたちなか市 (167人)
- 2位 茨城県水戸市 (134人)
- 3位 茨城県日立市 (117人)
- 4位 茨城県那珂市 (41人)
- 5位 茨城県つくば市 (41人)
- 6位 茨城県常陸太田市 (22人)
- 7位 東京都足立区 (14人)
- 8位 茨城県常陸大宮市 (13人)
- 9位 茨城県笠間市 (13人)
- 10位 茨城県土浦市 (13人)
- その他 (694人)

出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図4 地域別の人口移動の状況 (2022年)

(2) 産業構造と所得循環構造

ア．本村の産業構造

本村の産業は、1956年に日本原子力研究所の誘致が決定したことを契機に、1957年に東海研究所（現・日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」という。）原子力科学研究所）、1959年に原子燃料公社東海精錬所（現・JAEA 核燃料サイクル工学研究所）が相次いで設置され、1966年には東海発電所で日本初の商業用原子力発電が開始されるなど、原子力の社会利用を中心とした産業が発展してきました。

教育機関との連携については、1971年に東京大学の高速中性子源研究炉「弥生」が運用開始され、2005年には東京大学大学院工学系研究科の原子力専攻（専門職大学院）がJAEAの協力の下、本村に設置されています。加えて、2024年には原子力科学の教育研究拠点として、茨城大学の原子科学研究教育センター（RECAS）が設置されています。

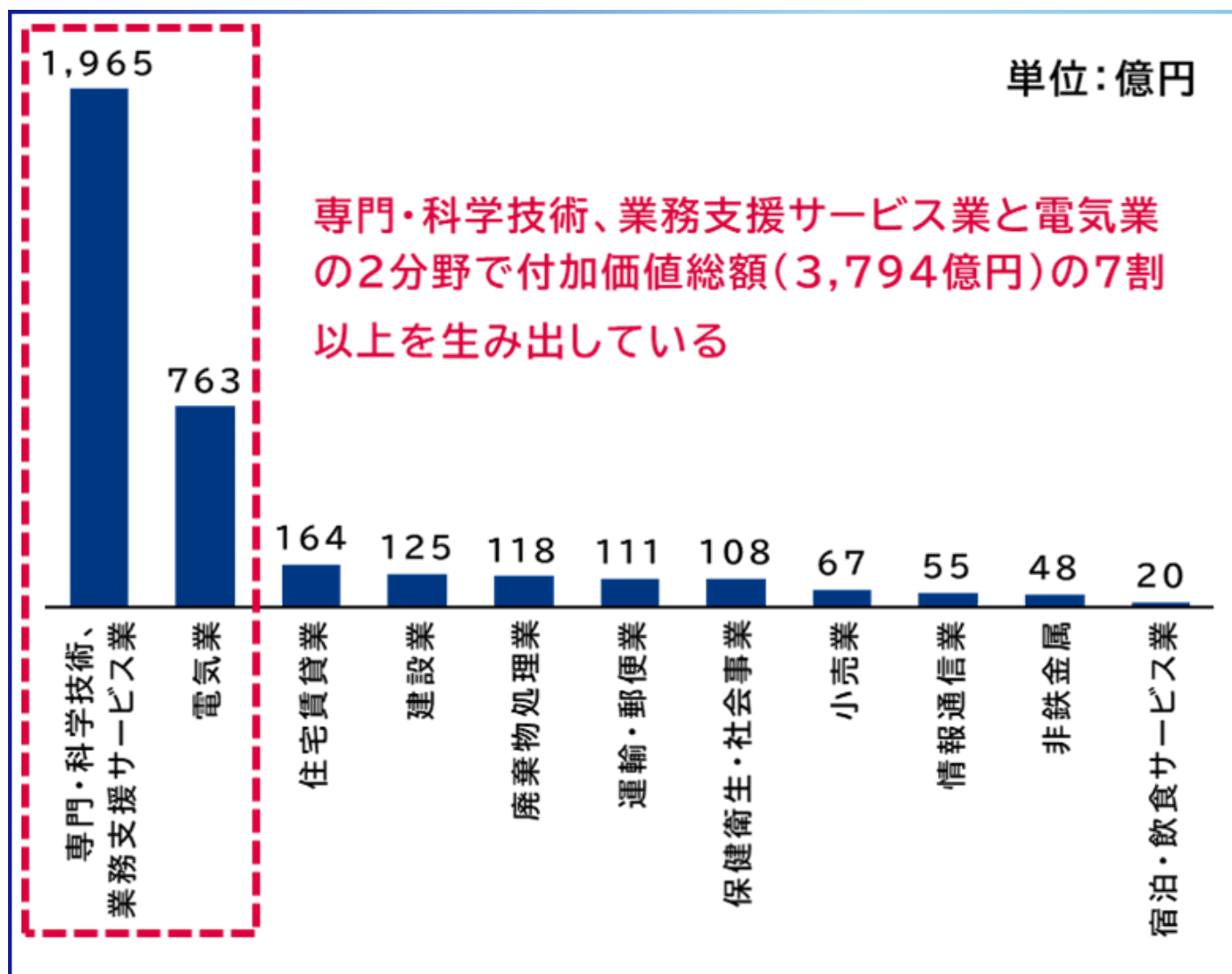
さらに、研究機関としては、2002年に本村で培われてきた原子力科学の新たな展開として、世界最先端の大強度陽子加速器施設であるJ-PARCが設置されるなど、本村は先端科学技術の研究拠点として国内外に広く認知されています。

また、発電分野では、原子力発電所のほか、2003年には大出力の火力発電所である常陸那珂火力発電所も運転されており、本村は電力の供給拠点としても、半世紀以上にわたって国のエネルギー政策の一端を担っています。

このような経緯から、本村の産業構造は、付加価値額^{*1}の7割以上を専門・科学技術、業務支援サービス業と電気業の2分野が生み出しています（図5）。

また、村内の産業間取引構造においても、上記の2分野を中心とした取引構造が形成されており、非常に特徴的な産業特性を持っています（図6）。

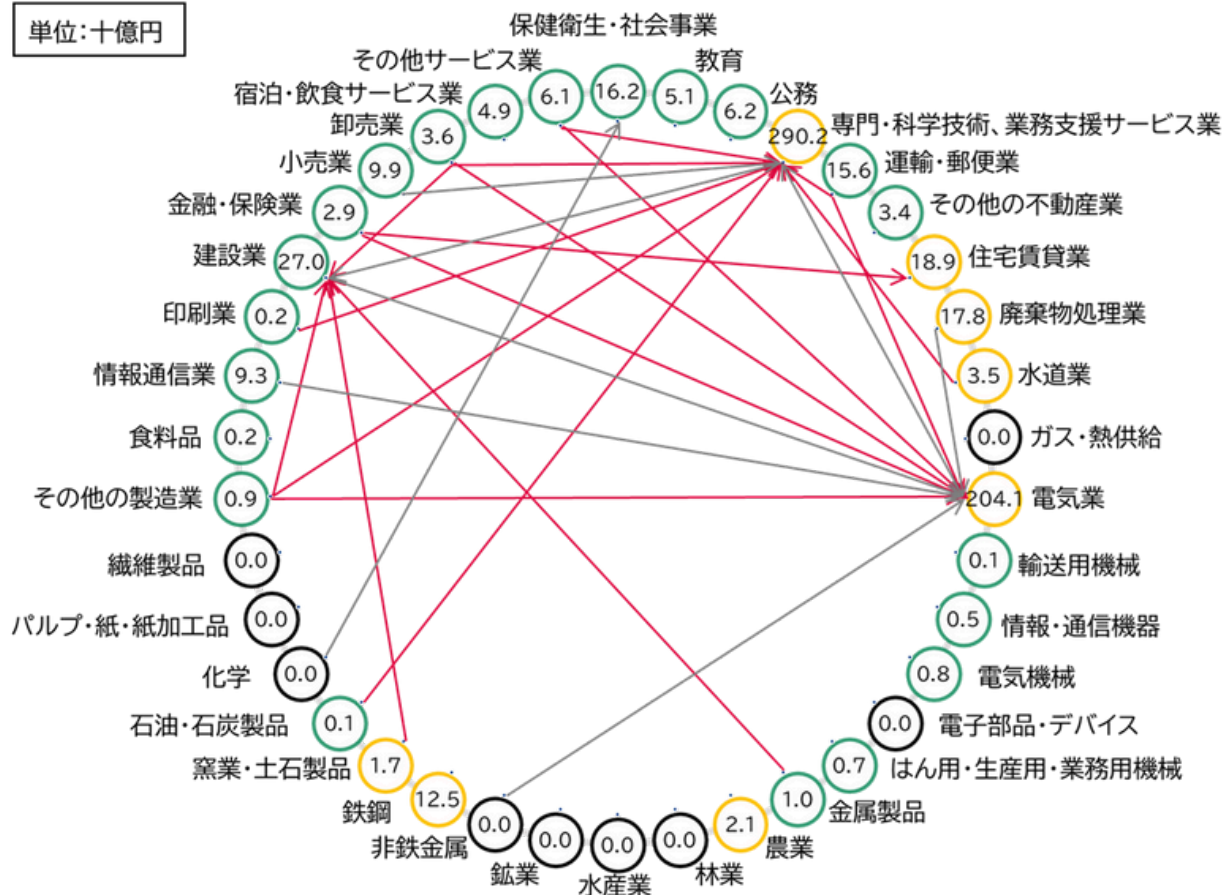
*1 生産額から原材料費や外注費等の中間投入の費用をのぞいたもので、企業会計では粗利益に相当する。



出所) 環境省「地域経済循環分析」

図5 本村の産業別付加価値額 (2020年)

単位:十億円



- 純輸出がプラスの産業
(数値は当該産業の地域内生産額)
- 純輸出がマイナスの産業
(数値は当該産業の地域内生産額)
- 当該産業(始点)が他の産業(終点)に販売したモノ・サービスの総額が地域内生産額(産業合計)の0.2%以上を占める取引
- 当該産業(始点)が他の産業(終点)に販売したモノ・サービスの総額が地域内生産額(産業合計)の0.2%以上を占める、かつ当該産業の地域内生産額の30%以上を占める取引

出所) 環境省「地域経済循環分析」、「国民経済計算」、「県民経済計算」、「経済センサス」、「産業連関表」等をもとに作成

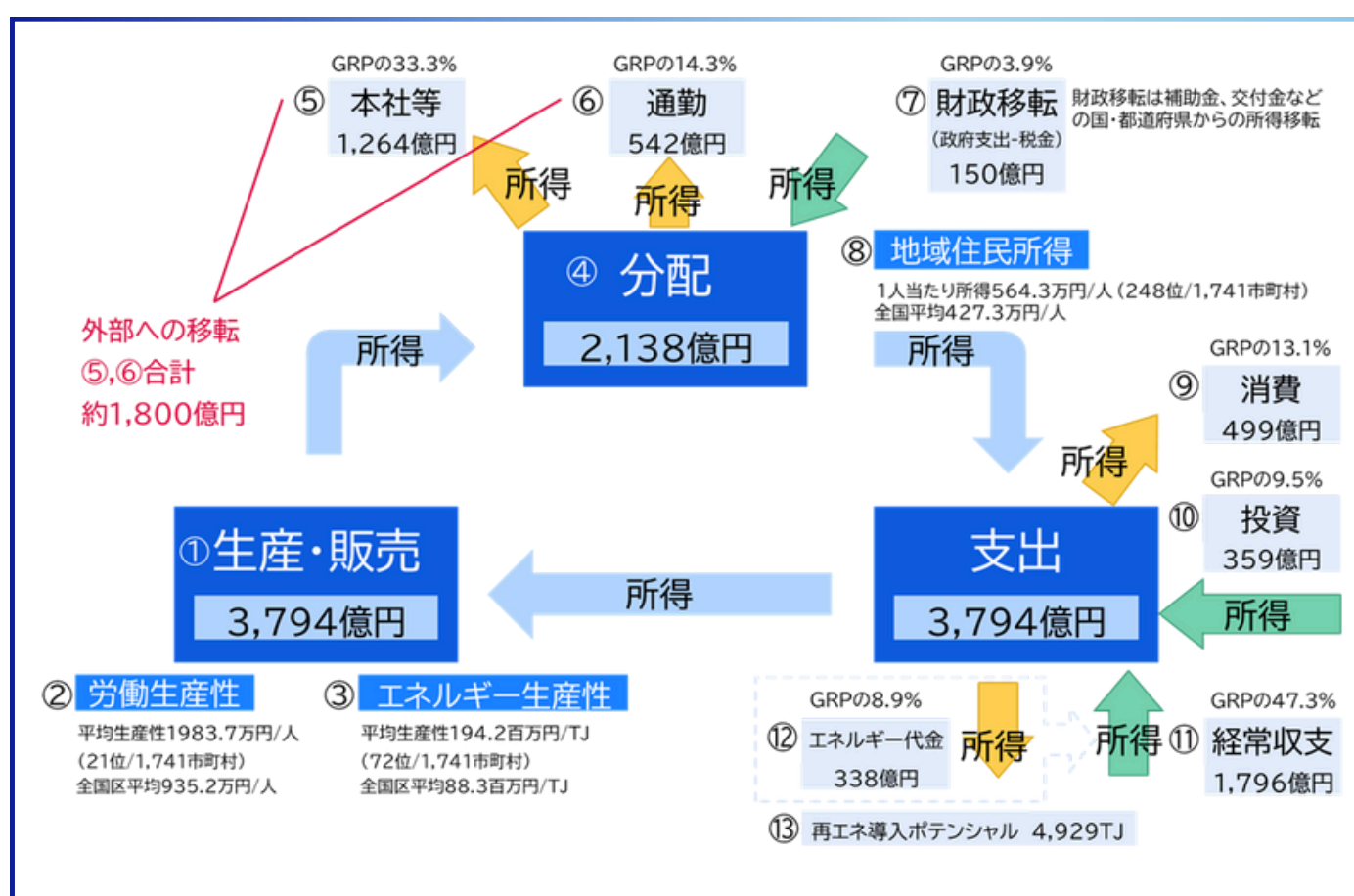
図6 本村の産業間取引構造(2020年)

イ．本村の所得循環構造＊２

本村で生み出される付加価値額（生産・販売）の総額は3,794億円であり、人口同規模地域と比較して高い水準にあります。また、労働生産性の平均は1,983.7万円／人で全国平均よりも高く、1,741市町村のうち21位と高い順位となっています。

一方、分配では付加価値額の５割に相当する1,806億円が村外に流出しています。

村外への流出については、本社等への資金移転や村外からの通勤者への所得移転などによるもので、外部への移転が多いことも本村の特徴となっています。



出所) 環境省「地域経済循環分析」

図 7 本村の所得循環構造（2020年）

＊ 2 地域内の経済活動において、生産・分配・支出の過程で所得が循環する構造を分析したもの。

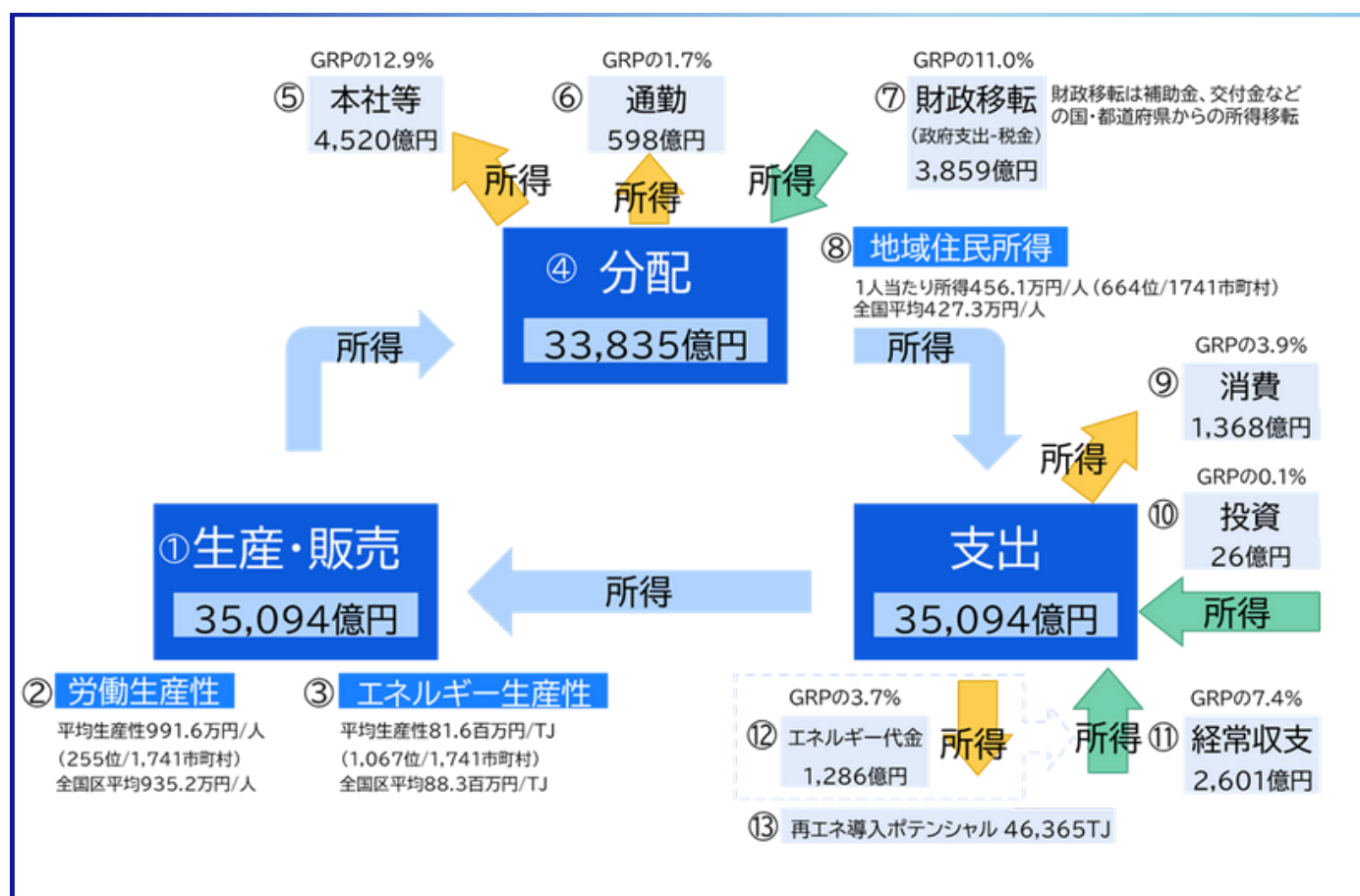
ウ．本村と近隣自治体5市を含めた所得循環構造と産業構造

本村の産業構造や産業間取引構造は、一部の分野に特化した非常に特徴的な構造となっていますが、企業間のビジネスは村内だけに留まるものではありません。

そのため、図4で示した人口移動の多い近隣自治体5市（水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市）を含めた所得循環構造と産業構造を分析しました。

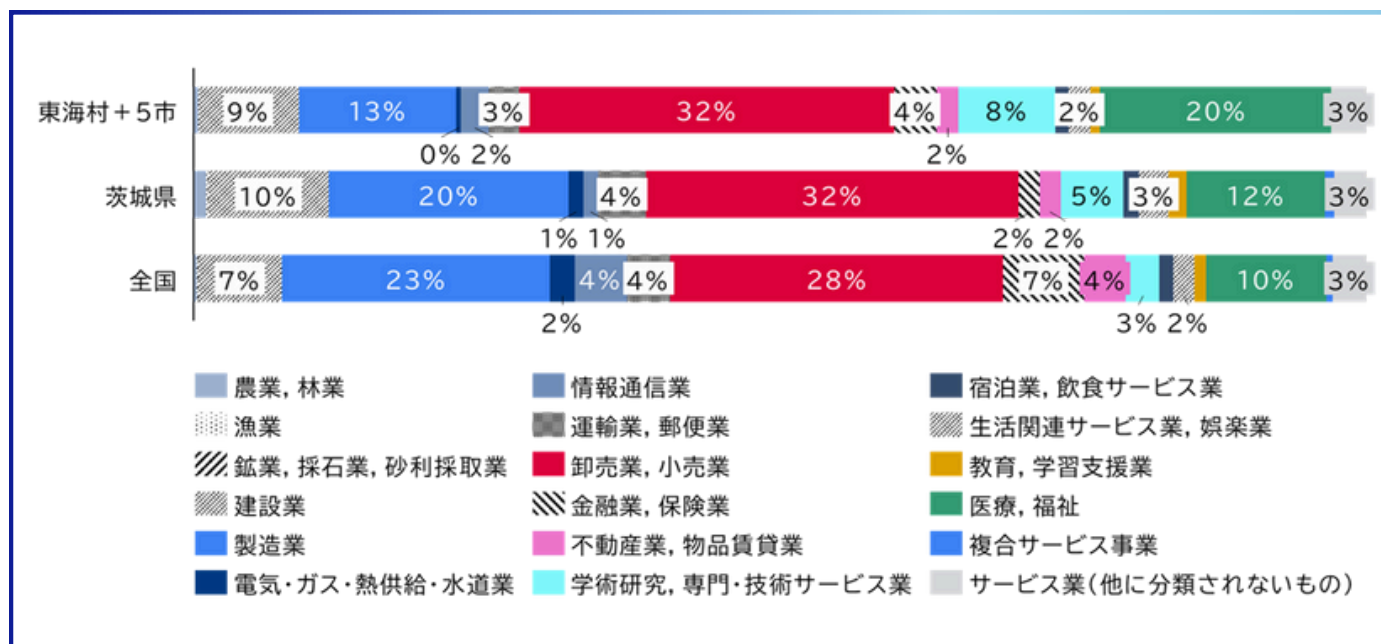
その結果、本村と近隣自治体を含めた5市1村の所得循環構造では、付加価値総額の96%にあたる33,835億円が域内に分配されており、行政区域を超えて経済活動が成立していることが分かります（図8）。

また、本村と近隣自治体5市を合わせた産業大分類別売上高（企業単位）の構成比は、全国や茨城県とほぼ同等の比率となり（図9）、産業間の取引構造もより多様でバランスの取れた構造を形成しています（図10）。



出所）環境省「地域経済循環分析」

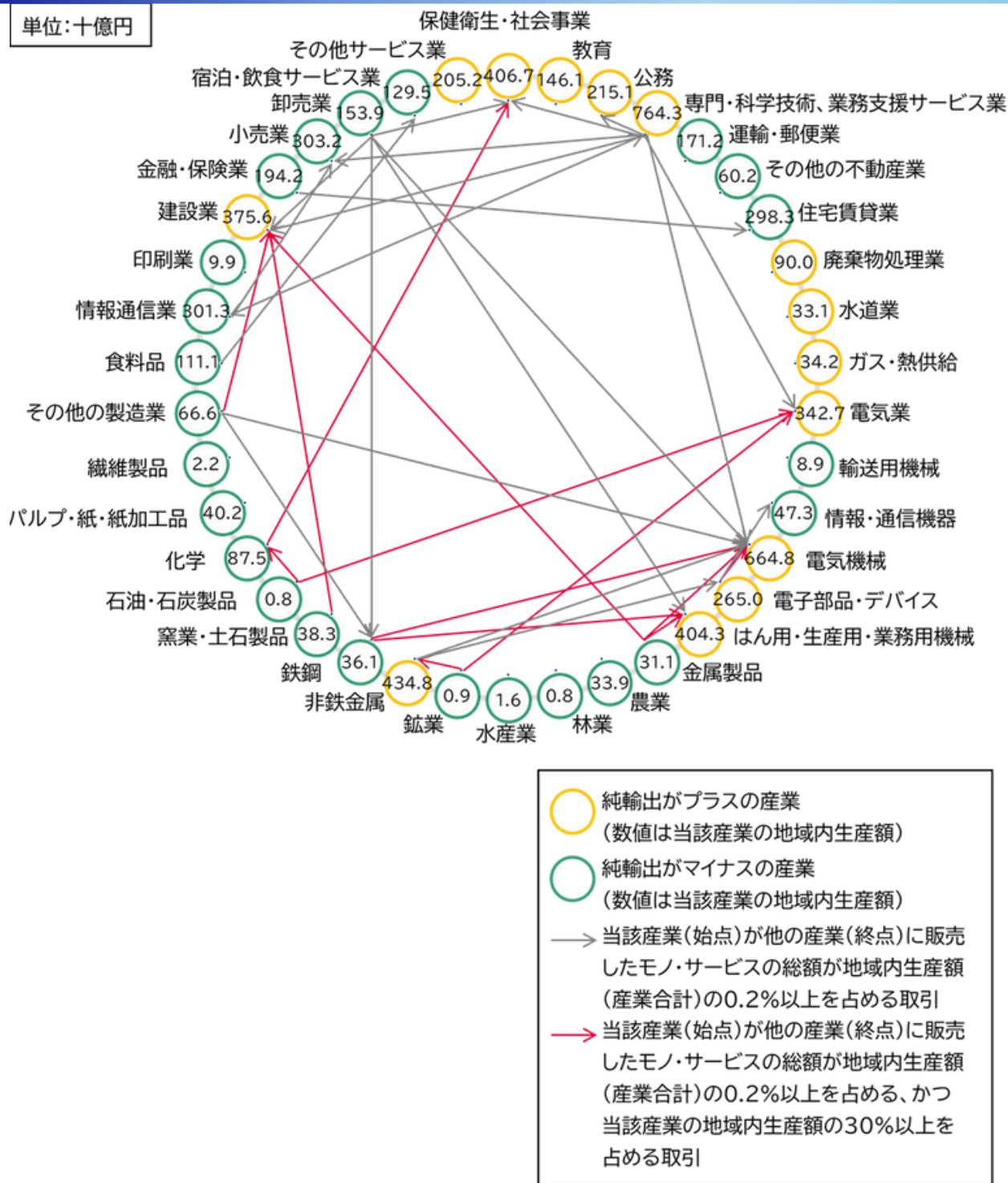
図8 5市1村の所得循環構造（2020年）



出所) RESAS

図9 産業大分類別売上高（企業単位）の構成比（2021年）

単位:十億円



出所) 環境省「地域経済循環分析」、「国民経済計算」、「県民経済計算」、「経済センサス」、「産業連関表」等をもとに作成

図10 5市1村の産業間取引構造(2020年)

(3) エネルギーをめぐる国の動向と本村が果たせる役割

ア. 国の脱炭素社会の実現に向けた取り組み

原子力を中心に研究分野や発電分野に特化して発展してきた本村にとって、エネルギーをめぐる国の動向や将来展望を知ることは極めて重要です。

現在、国の大きな取り組みの1つとして、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けたグリーントランスフォーメーション政策（以下、「GX政策」という。）が進められています。

2023年2月にはGX実現のための政府方針として「GX実現に向けた基本方針（以下、「GX基本方針」という。）」が閣議決定されました。

GX基本方針では、徹底した省エネの推進や将来的な再エネの主力電源化のほか、原子力の活用として「次世代革新炉への建て替え」、「核燃料サイクルの推進」、「着実かつ効率的な廃炉の実現」など、本村産業とも関連性の高い取り組みが明記されています（図11）。

また、2024年6月に改訂された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、原子力研究とも親和性の高いフュージョンエネルギー（核融合エネルギー）についても早期発電実証に向けた期待が明記され、水素・アンモニアのサプライチェーン構築等とともに次世代を担うクリーンなエネルギー源として注目されています。

GX実現に向けた基本方針の概要	
背景	
カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加（GDPベースで9割以上）し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成果が、国の競争力に直結する時代に入来。また、ロシアによるウクライナ侵襲が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。 こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する（下段部分が法案で措置する部分）。	
(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組	(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行
徹底した省エネの推進 複数の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。 改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。 再エネの主力電源化 2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目途に北海道からの海路送電整備を加速。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。 地域と共生し、再エネ導入のための事業規模を強化。次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化。 原子力の活用 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。 厳格な安全審査を前提に、40年・20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、自動的に延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国民意識の醸成や自治体等への主体的な働きかけの取組を強化を行う。 その他の重要事項 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を喚起する。 サウリウム・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では利益を維持、不確実性が高いLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハブドレー等の技術開発を支援。 その他、カーボナリウム燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・GSI等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。	① GX経済移行価値を活用した先行投資支援 ・ 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予測可能性を高め、GX経済移行価値を創出し（国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す）、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が難しい困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。 ② 成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ ・ 成長志向型CPにより炭素排出に優待し、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。 ・ 導入を導入するだけでなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の軽減を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引き上げ）する方針を予め示す。 ⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者等にインセンティブが与えられる仕組みを創設 <具体例> (i) GXリーダの段階的發展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】 (ii) 発電事業者等、EU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入【2023年度～】 ※ CO ₂ 排出に応じて一定の負担金を支払う (iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度を導入【2028年度～】 ※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設 ③ 新たな金融手法の活用 ・ GX投資の加速に資する「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完（信用保証等）を検討・実施。 ・ トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成に向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含め、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。 ④ 国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX ・ 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。 ・ リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。 ・ 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。 ・ 事業再構築補助金等を活用し、支援、フラッシュ型支援に資する中小企業支援機関の人材育・パートナーシップ構築取組の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促す。
(3) 進捗評価と必要な見直し	
GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえ、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的に実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。 これらのうち、法制上の措置が必要なもの第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。	

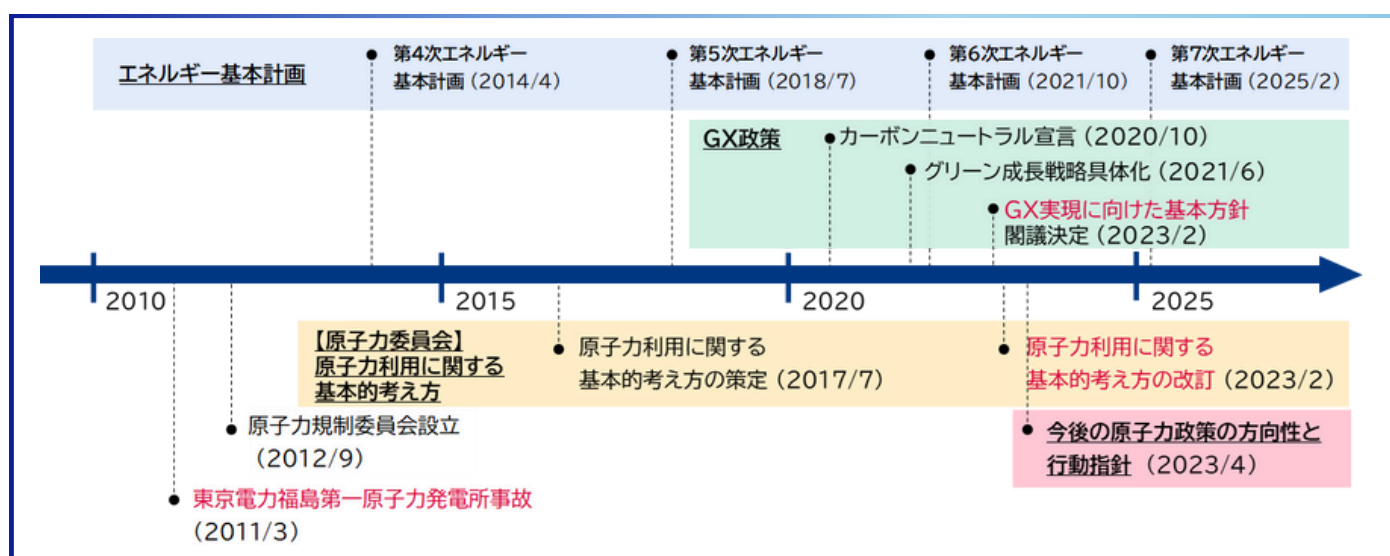
出所）経済産業省「GX実現に向けた基本方針の概要」

図11 GX実現に向けた基本方針の概要

イ．国の原子力利用に関する行動指針

GX基本方針と連動して「原子力利用に関する基本的考え方」も改定され、2023年4月には原子力関係閣僚会議において「今後の原子力政策の方向性と行動指針」が決定されました。

ここでは、今後の原子力政策の主要な課題として、「再稼働への総力結集」、「既設炉の最大限活用」、「次世代革新炉の開発・建設」、「バックエンドプロセス加速化」、「サプライチェーンの維持・強化」、「国際的な共通課題の解決への貢献」の6項目について、課題解決に向けた対応の方向性や行動指針が整理され、今後の取り組みを具体化するとされました。



出所) 内閣府資料等をもとに作成

図12 脱炭素社会の実現に向けた国の動向等

ウ．本村が果たせる役割

エネルギーをめぐる動向は、気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略等を受け、国民生活や経済活動の基盤となるエネルギー安定供給への懸念など、我が国のエネルギー政策は大きな転換期を迎えています。

半世紀以上にわたって国のエネルギー政策の一端を担ってきた本村には、発電施設のほか、研究や技術開発に必要な産業基盤が整っており、これからのエネルギー政策に対しても大きな役割を果たせるポテンシャルが備わっています。

特に産業振興の面では、国の将来動向に沿ったビジョンを形成することで、将来的に成長が予測される産業にも円滑に対応できるよう、確実性を高めていくことが重要です。

第2章 東海村産業振興ビジョンが目指す将来像

1. 基本理念

本村は人口同規模地域と比較して強固な産業基盤を有し、研究分野と発電分野の2分野に特化した全国でも類を見ない特徴的な産業構造を形成しています。

特に原子力の社会利用を中心とした研究分野では、製造業や建設業、医療分野などにも転用可能な多くの技術や知見を有しているほか、私たちににとって身近な製品や工業材料の構造解析が産業界に広く利用されるなど、あらゆる分野でイノベーションを起こす拠点となり得るポテンシャルを秘めています。

以上のことから、本村の産業振興における不変的な基本理念を以下のとおり掲げます。

**最先端の科学技術が集積する
ポテンシャルを活かした魅力あるまち**

また、本ビジョンを実現するための具体的な方向性を「重点施策」として定め、この「重点施策」に基づき、各アクションプランにおいて事業を実施していくものとします。

2. 重点施策の方向性

重点施策1 将来動向にもスムーズに対応していくための企業間連携の強化

本村は研究・発電という特徴的な2分野を中心に、その人口規模に比して高い付加価値を生み出す強い産業基盤を有する一方で、分配の面ではその付加価値額の約5割が外部に流出しており、村内の「稼ぐ力」が十分に発揮されているとは言い難い状況です。

村内企業の「稼ぐ力」を高めていくためには、まずは基幹産業である2つの分野を中心に、それらからの受注機会を的確に捉えていくことが重要です。

そのためには、基幹産業と中小企業の連携強化や対話力の向上が不可欠となりますが、これにより、基幹産業の事業転換や将来動向にもスムーズに対応していくことが可能となり、企業経営の持続的安定化が期待できます。

また、基幹産業と中小企業の連携強化だけではなく、高い技術力や提案力を持つ中小企業同士の連携強化を図ることにより、様々な市場ニーズへの対応が可能となり、競争力を高めるとともに、行政区域を超えた産業連携による新しいビジネスチャンスの創出にも繋がります。

重点施策2 先端科学技術の集積地である強みを活かしたイノベーションの創出

本村の大きな強みでもある研究・技術開発の分野では、様々な分野に転用可能な技術や知見を多数所有していることから、付加価値額の向上を目指したオープンイノベーションの推進は重要な視点となります。

特に、GX基本方針をはじめとする新しいエネルギー政策については、本村の産業特性とも親和性が高く、革新的な技術開発に取り組むスタートアップ企業の誘致や村内企業との連携によって、幅広いサプライチェーンの構築や企業間ネットワークの強化が期待できます。

また、近年、国における骨太の方針においても重点分野とされるスタートアップの推進については、イノベーションの担い手として、研究機関や教育機関をはじめとするアカデミア発スタートアップを生み育てるシステムの構築は、本村の経済成長を加速するうえで、スタートアップ企業の誘致と並び非常に重要なテーマとなります。

重点施策3 産業特性を持続可能とするための人材の確保・育成

村内企業が新たな事業の可能性を模索し、本村産業が継続的に発展していくためには、何よりもそれを支える「ひと」が重要となります。

しかしながら、人口減少に伴う労働力不足が叫ばれるなか、人材の確保や獲得した人材の教育体制の構築など、特に個々の中小企業の対策には限界があるため、継続的にサポートを行う仕組みづくりが必要です。

また、研究分野等における高度な人材を継続的に獲得していくためには、これまで以上に教育機関と研究機関の連携を深めるとともに、我が国の原子力人材の集積地となれるよう拠点形成のみならず、住環境や交通インフラを含む幅広い環境整備も必要となります。

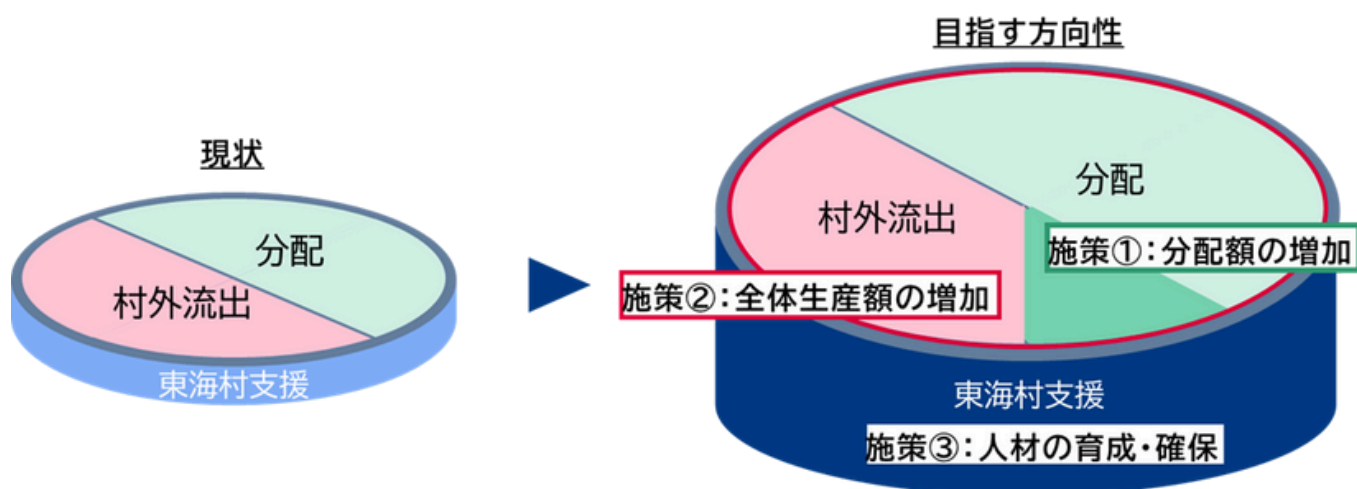


図13 重点施策と目指す方向性のイメージ

第3章 アクションプラン

前章で示した基本理念や施策の方向性を推進していくための具体的な取り組みとして、以下の2つのアクションプランを実行します。

アクションプランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年度としますが、国の政策方針や外的要因、市場ニーズ等により状況に応じて柔軟に見直すものとします。

1. 村内企業の稼ぐ力の強化

企業間連携の機会創出を目的に、主に中小企業と行政で構成する「（仮称）新産業創造研究会」を立ち上げ、参画企業との対話を通じ、稼ぐ力の向上に取り組めます。

＜主な取り組み＞

- ①企業間交流による受注機会の拡大
 - ・ 基幹産業と中小企業による技術マッチング・意見交換など機会の創出
 - ・ 中小企業同士の連携強化による新たな市場ニーズの開拓
 - ・ 基幹産業の事業転換や将来動向にスムーズに対応していくための情報獲得機会の創出
- ②人材の育成
 - ・ 新たな技術・スキルの習得や技術継承のためのリスキリング支援
 - ・ 次代の産業やイノベーションを担う人材育成のための官民共同拠出による育成支援
- ③分野別ワーキンググループ（WG）の設置やコンソーシアムの形成
 - ・ 原子力バックエンドプロセスに関するWG
 - ・ 基幹産業の将来動向や次世代エネルギーに関するWG
 - ・ 人材の確保や獲得に関するWG

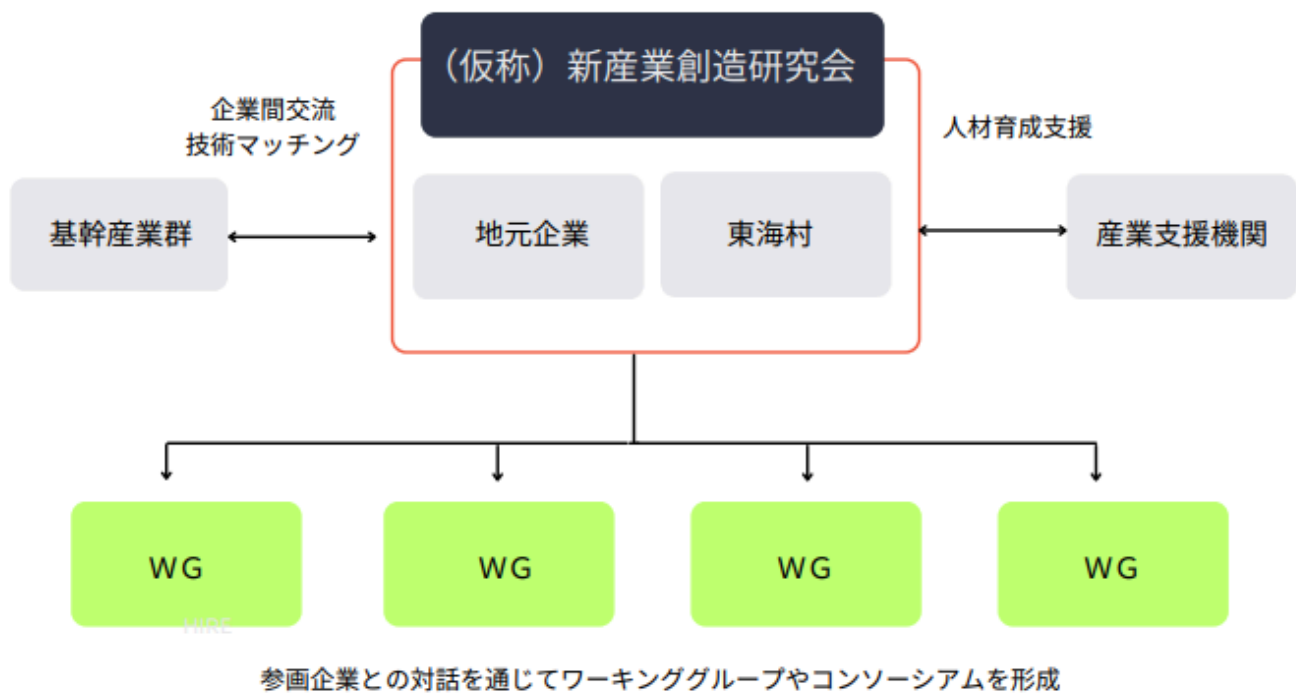


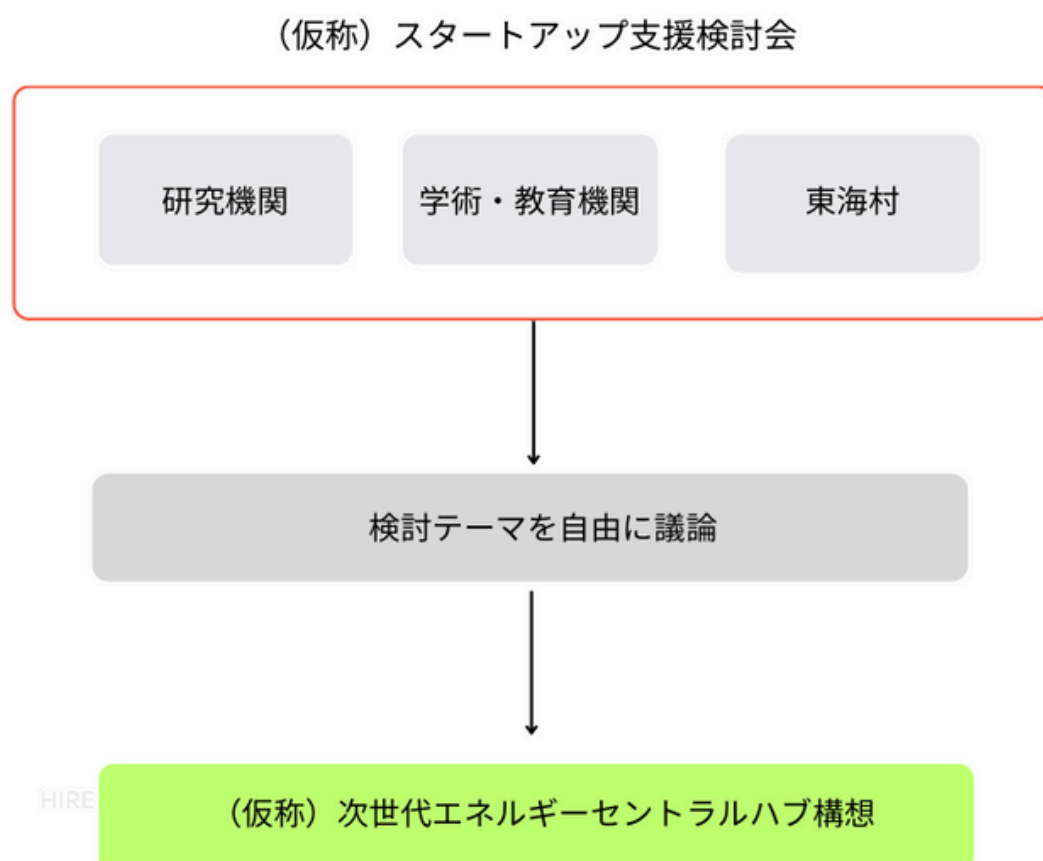
図14 （仮称）新産業創造研究会のイメージ

2. イノベーションの創出による生み出す力の強化

本村の大きな強みである研究・技術開発の分野を最大限活用し、イノベーションの創出を目的に、研究機関や学術・教育機関と行政で構成する「(仮称) スタートアップ支援検討会」を立ち上げ、我が国の原子力人材の拠点形成に関する「(仮称) 次世代エネルギーセントラルハブ構想」の策定に取り組めます。

<主な検討テーマ>

- ・拠点整備（大型支援施設・事業用地等）
- ・誘致に関する制度確立（税制優遇・資金援助等）
- ・サポート体制の確立（成長段階別のプログラム等）
- ・村内中小企業との連携強化や情報交換の促進
- ・関係機関の役割の明確化
- ・高度な人材の育成



原子力人材の拠点形成・イノベーションの創出へ
図15 (仮称) スタートアップ支援検討会のイメージ

第4章 経済波及効果

1. 経済波及効果の測定にあたって

本村の産業特性は、国のエネルギー政策との親和性が高いことから、将来動向や将来予測に基づく事業展開を図ることで、産業振興の確実性を高めることができます。そのため、「GX基本方針」や「今後の原子力政策の方向性と行動指針」を参考に、着実に本ビジョンが遂行された場合の、本村にもたらされる経済的な効果を試算しました。

新たに発生する新規需要と想定される事業の規模感は、以下のとおりです。

<新規需要の想定>

- ① 企業間連携の強化に伴う、発電プラントなどの運転保守における新規需要
- ② 原子力関連施設の解体・廃棄物処分における新規需要
- ③ 脱炭素社会の実現に貢献する新しいエネルギー産業が本村に創出された場合の新規需要

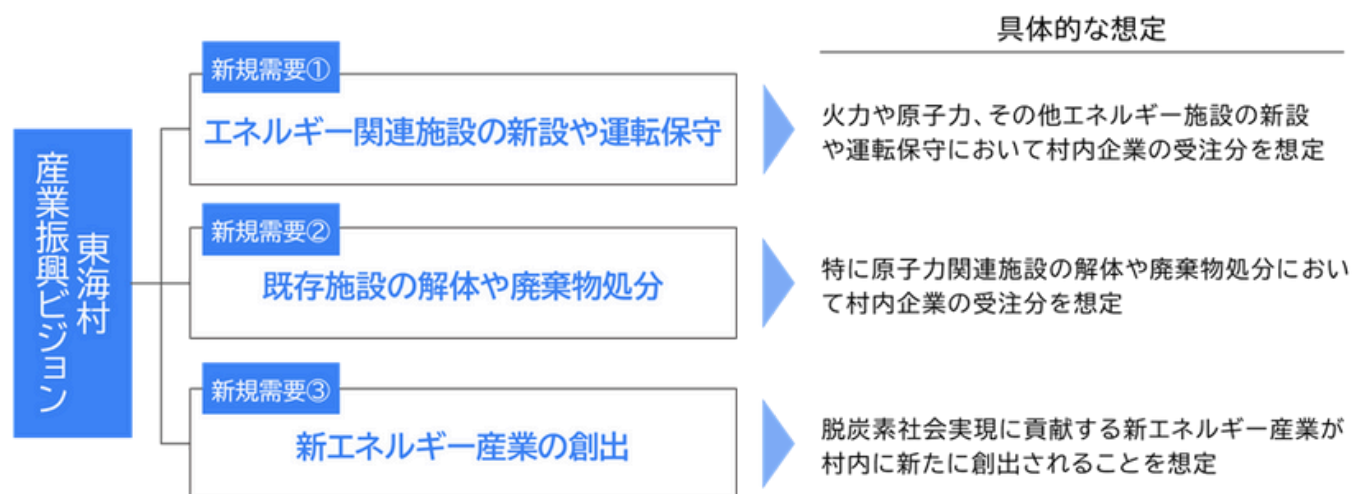


図16 新たに発生する3つの新規需要

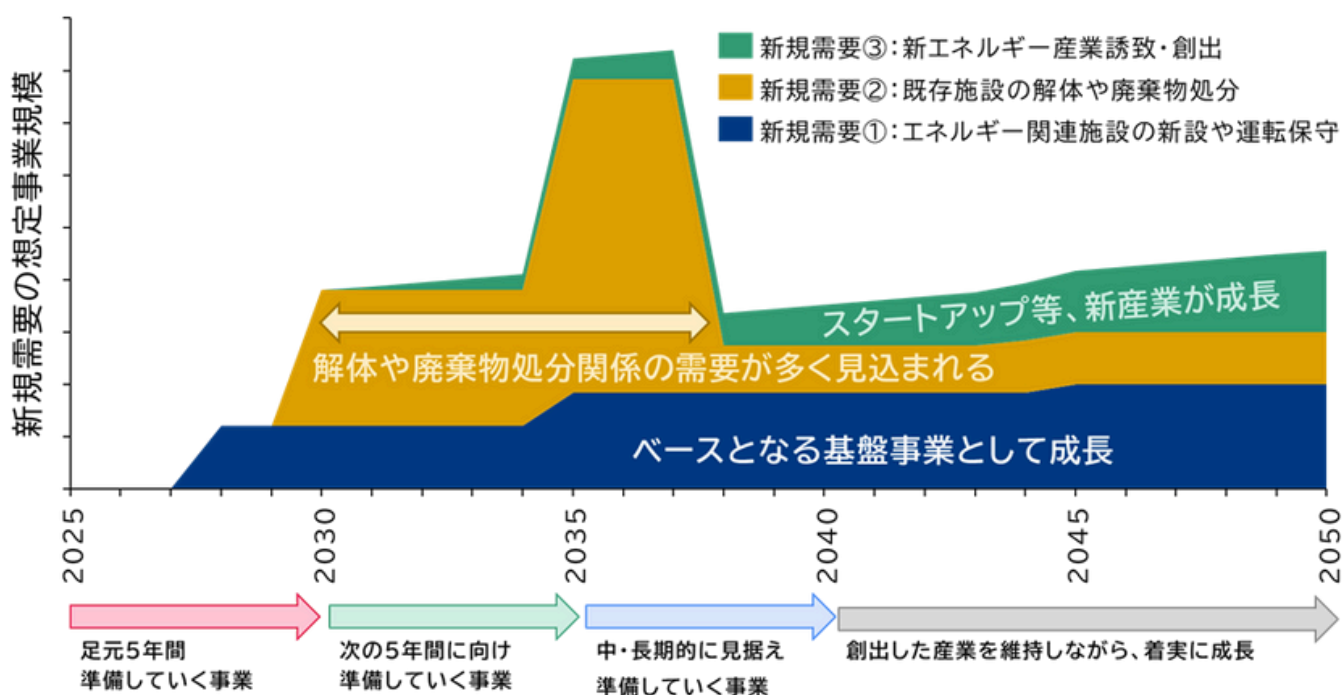


図17 想定される事業の規模感

2. 新規需要の想定額と産業別の経済波及効果

新規需要の想定額の算出や産業別の経済波及効果については、産業連関表などの統計資料をもとに試算しました。想定額の算出については、より中長期的な視点に立ち25年後の2050年までとし、産業別の波及効果については、本ビジョンの計画期間である10年後の2035年とします。

試算によると、10年後の2035年までは、新規需要の想定②に示した原子力関連施設の解体や廃棄物処分による経済効果が突出して高く、産業別では建設業や電気業への直接効果が大きくなっています。

また、直接効果に伴う原材料等の購入（第1次間接波及効果）や地域での消費（第2次間接波及効果）によって、サービス業全般に間接効果が波及しています。

なお、新規需要の想定③の新しいエネルギー産業については、年代を経るごとに効果が大きくなり、新規需要の想定①の運転保守については、全ての年代で安定して本村に経済効果をもたらすものとなっています。

新規需要の想定金額：億円

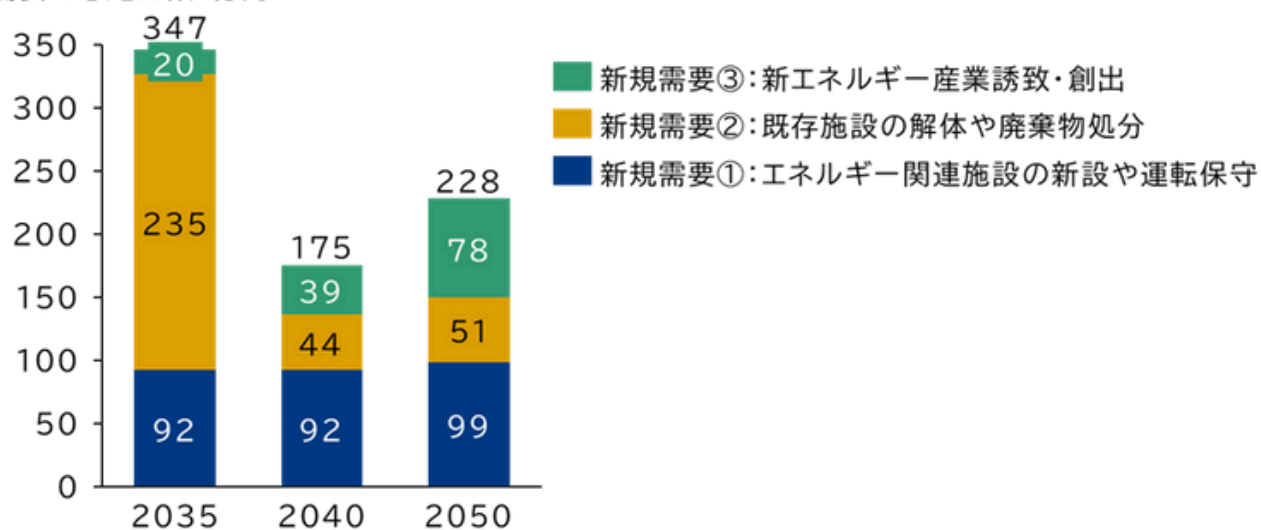


図18 新規需要による想定額（2035年・2040年・2050年）

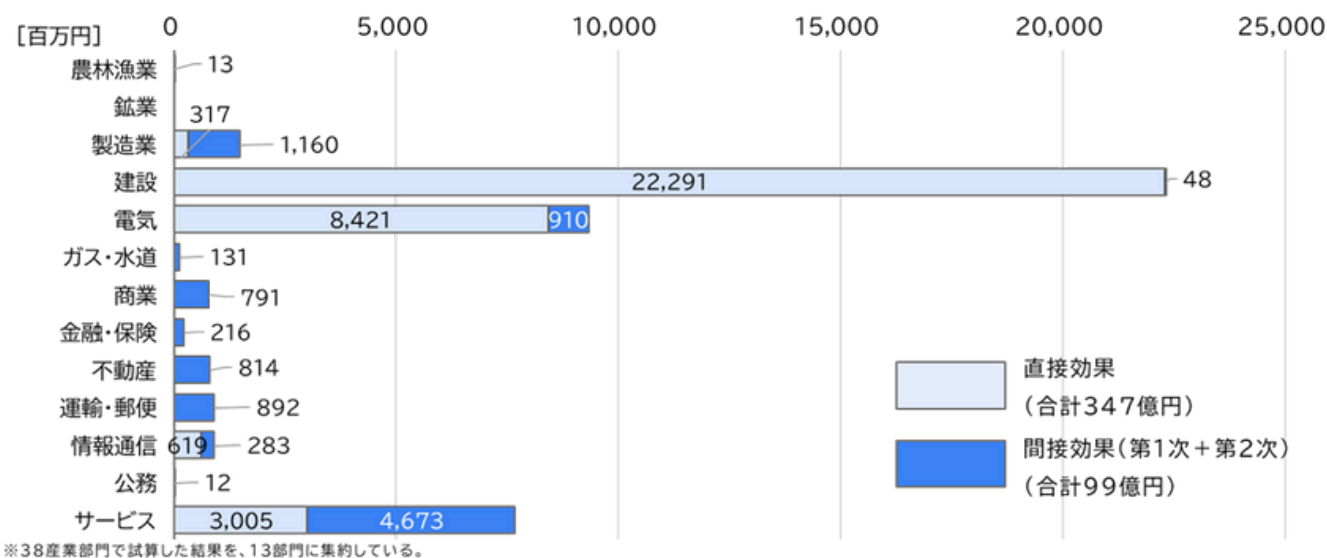


図19 産業別の経済波及効果（2035年）

第5章 産業振興ビジョンの実現に向けて

2024年12月、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことを目的に、地方創生2.0の「基本的な考え方」が国の新しい地方経済・生活環境創生本部において決定されました。

その中で、今後10年間集中的に取り組む基本構想の中には「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」や「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」など、地方自治体には、自主性と創意工夫によって地域の特色や魅力を高め、それぞれの特性に応じた発展を遂げるため、『地域のけん引役』となることが求められています。

一方で、地域経済を支えているのは、高い技術力やノウハウを有する村内企業や、個性的な小売店や魅力的な飲食店をはじめとする法人や個人事業者です。

そのため、産業振興におけるこれからの「役場の役割」は、役場自身も対話力を高め、関係者とビジョンの理念や将来像を共有し、地域のステークホルダーの一員として、市場ニーズに沿った施策を展開しながら、本ビジョンの実現を推進してまいります。



東海村産業振興ビジョン

産業部 産業政策課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海3丁目7番1号

電話番号 029-282-1711

FAX 029-287-0317